



中小企業等経営強化法と組合

及川 勝

現下の中小企業の最大の政策課題の一つは、賃金引上げのための環境整備を図ることです。現在、賃上げに向けて主に2つの政策が進められています。ひとつは、一方的な指値発注の防止など取引条件の改善です。もうひとつは、生産性の向上です。生産性の向上の支援の必要性は、取引条件の改善とともに「本業の稼ぐ力」（経営力）の強化に関する政策の2本柱と位置づけられています。

生産性の向上と取引条件の改善は、旧中小企業基本法が、大企業との格差是正の解消を図るための「政策理念」として掲げていたものです。具体的には、①企業規模の適正化、②事業の共同化、③工場や店舗等の集団化などです。すなわち、組合制度が中小企業政策の大きな柱となっていました。しかしながら、平成11年の新中小企業基本法の成立により、同業種の集まりである組合を通じた施策推進から、個々の中小企業の経営革新支援、ベンチャー企業のような新たな事業を行う企業への支援へと大きな政策転換が行われています。

このような中、業種横断的な課題である、本業の生産性の向上を図る「中小企業等経営強化法」（以下、経営強化法）が、平成28年5月24日に第190回通常国会で成立し、7月1日に施行されました。

経営強化法は、平成28年1月の通常国会の冒頭の施政方針において、安倍総理が「中小企業版・競争力強化法を制定」と表明した法律です。

経営強化法により、ITの活用や管理会計に

基づく分析、それらによるきめ細かな採算管理の導入などで生産性向上に取り組む事業者が、「経営力向上計画」を主務大臣に申請して認定を受けると、①取得する新規の機械装置の固定資産税が3年間にわたり半減されるほか、②保証協会の保証枠の別枠化や保証料の低減などの金融支援、③ものづくり補助金の加点などの支援措置が受けられます。

経営強化法の狙いは、これまで直接的な支援対象としてこなかった従来から行ってきた本業の成長を図ることです。すなわち、近年、「新たな事業」を支援することが重点におかれていましたが、経営強化法は、業種毎に生産性を高める取り組みを推進することで、「既存の本業」の生産性向上の底上げを図るものといえます。

経営強化法では、支援対象が、中小企業者、小規模事業者のほかにも大幅に拡大されています。中堅企業、個人、そして医業、歯科医業、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）なども支援対象に加えています。これは、わが国のGDPの約7割を生み出すサービス業（第3次産業）の生産性向上を加速化したいとの強い狙いがあったからと思われます。

また、事業分野は、①製造業、②卸・小売業、③外食・中食産業、④旅館業、⑤医療、⑥保育、⑦介護、⑧障害福祉、⑨貨物自動車運送業、⑩船舶産業、⑪自動車整備業の11の事業分野別指針が策定されました。今回指針を策定しなかった事業分野についても、例えば、建設業など逐次策定され、指針の数が増えていくこととなると思われます。

固定資産の軽減等の支援措置を受けるには、



中小企業などがそれぞれ事業分野を管轄する主務大臣宛に「経営力向上計画」を申請し、認定を受けることが必要となりますが、この申請手続きは大幅に簡略化されています（申請書は実質2枚）。申請書に経営力向上の目標と指標・取組内容などが明記され、要件をクリアしていれば、補助金と異なり選考・採択というプロセスを経ることなく、どんな申請者でも固定資産税の軽減というメリットが受けられます。赤字企業であっても支援の対象としたことが本法の最大の魅力です。固定資産税の軽減を受けるには、本年7月1日以後に取得する160万円以上の新規の機械装置であり、生産性については年平均で1%以上向上することが要件になっています。申請書の提出は郵送でも可能で、申請後原則として1カ月以内に主務大臣による認定が行われます。

さて、経営強化法では、「経営力向上計画」の策定を促進するため、主務大臣は、事業分野の同業者組合や事業者団体等を想定した「事業分野別経営力向上推進機関」（以下、分野別機関）を創設しました。この分野別機関が、今、注目されています。分野別推進機関は、人材育成を行う場合には、「労働保険特会」から支援を受けるなどして、会員企業への普及啓発や人材育成、研修などを充実強化することができます。

組合の、組合であることの所以は「教育」にあります。組合が行う教育研修や情報提供の機能をフルに活用して、組合員の経営を、KDD経営（勘と度胸とドンブリ勘定による経営）から、数字と計画に基づく経営へと脱皮させていくことが求められます。

現在、中小企業の生産性は、大企業の2分の1以下の水準に止まっており、しかもその格差

は拡大する傾向にあります。大企業と中小企業との格差是正のためには、「本業の稼ぐ力の強化」に向けて、多様な業種・業態において、全国的にその運動の輪が広がっていくことが必要です。中小企業の経営者は孤独であり、経営に関する情報が徹底的に不足しています。同業者組合等の「分野別機関」が生産性向上の成功事例や経営力の強化を図る情報を収集し、提供していくことが、大いに期待されているわけです。

同業者組合等が分野別機関として認定されるには、組織体制や事業基盤等の要件をクリアしなければなりません。本法が可決・成立する際の国会の附帯決議に明記されたとおり、経営強化法に基づく政策を効果的に推進するには、同業者組合等の協力が不可欠です。

新中小企業基本法の施行以来、経営強化法のように事業者団体や同業者組合が法的なメインプレーヤーに位置づけられた法律はなかったと言っても過言ではありません。私は、中小企業政策が、また再び、組合制度に着目したと理解しています。

全国中小企業団体中央会では、生産性の底上げを図り、組合員企業の賃上げを実現するために、組合の、組合による本法の活用を応援しているところです。そのためには、一つでも多くの同業者組合等が「分野別機関」となるよう名乗りを上げて頂きたいと思います。このチャンスを生かして、多くの組合関係者とともに組合が本来持つ機能と役割を最大限に発揮できるよう全力を挙げて取り組んでいきます。

（全国中小企業団体中央会

事務局次長・政策推進部長）